

制定 昭和 43 年 4 月 4 日

適用 昭和 42 年 12 月 20 日

## 役員退職手当等支給規程

### (総則)

第 1 条 本財団の役員（ただし、「定款」第 31 条第 1 項の規定による常勤の役員）に対する退職手当の支給については、この規定の定めるところによる。

### (退職手当の支給基準)

第 2 条 退職手当は、役員が退任（解任もしくは解職または死亡を含む。以下同じ。）した場合に本人またはその遺族に支給する。ただし、その役員の退任が次の各号の一に該当する場合は支給しない。

- (1) 「定款」第 30 条第 1 項の規定により解任もしくは解職された場合
- (2) 禁固以上の刑に処せられたことにより退任した場合

### (退職手当の額)

第 3 条 退職手当の額は、役員が退任した日における年俸報酬の 12 分の 1 に 100 分の 19.3 を乗じて得た額に、第 5 条および第 6 条による在任期間を乗じて得られる額から厚生年金基金の加算部分からの給付額（一時金相当額）を控除する。

- 2 役員としての在任中特に功労のあったと認められる者に対しては、前項の退職手当の額の 10% を超えない範囲において、別に功労金を支給することができる。

### (起訴中に退任した場合の退職手当の取扱い)

第 4 条 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退任したときは、その際退職手当は支給しない。ただし、禁固以上の刑に処せられなかったときは、前条の規定により計算して得た額を退職手当として支給する。

### (在任期間の計算)

第 5 条 退職手当の算定基礎となる在任期間の計算は、役員として引き続いた在任期間とする。

- 2 前項の規定による在任期間の計算は、就任の日から換算して暦にしたがって計算するものとし、1 ヶ月に満たない端数が生じたときは 1 月とする。

### (再任等の取扱い)

第 6 条 役員が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在任したものとみなす。

- 2 役員が任期中または任期満了の日の翌日において役職を異にする役員に就任したときは、その者の退職手当の支給については、その就任の日の前日に退任したものとみなす。

(退職手当の支給)

第7条 退職手当は、所得税その他法令等により控除すべき額を控除し、その残額を特別の事由のある場合を除き、支給事由の発生した日から1月以内に支給する。

(遺族の範囲および支給順位)

第8条 役員が死亡した場合の退職手当は、その者の遺族に支給するものとし、遺族の支給順位は次のとおりとする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡時事実上婚姻関係の事情にあった者を含む。）

(2) 直系卑属

(3) 直系尊属

(4) 兄弟姉妹

2 前項第2号から第4号までの遺族であつて、該当する者が2人以上あるときは、本人死亡時主としてその収入により生計を維持し、またはこれと生計をともにしていた者であつて、親等の近い者を先順位とする。ただし、前項第3号の場合においては、養父母を先順位とする。

3 第1項に掲げる遺族がない場合は、会長が適当と認める者に支給する。

4 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族の受給資格証明)

第9条 遺族が退職手当の支給を受けるときは、戸籍謄本および住民登録謄本等遺族である事実を証明する書類を提出しなければならない。

(端数の処理)

第10条 この規定の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数はこれを100円に切り上げるものとする。

附 則

この内規は、昭和43年4月4日から施行し、昭和42年12月20日から適用する。

附 則

この内規は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、昭和57年5月21日から施行し、昭和57年2月1日から適用する。

附 則

この内規は、昭和58年3月28日から施行する。

附 則

この内規は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成 12 年 2 月 8 日から施行する。

附 則

- 1 この規定は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 平成 14 年 11 月 1 日（以下「基準日」という。）の前日に現に在任する役員が、基準日以降引き続き在任した後に退任した場合における退職手当の額は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、基準日の前日における年俸報酬の 12 分の 1 に就任の日から基準日の前日までの在任期間 1 月につき 100 分の 23.4 以内の割合を乗じて得た額と当該退職の日における年俸報酬の 12 分の 1 に基準日から退職の日までの在任期間 1 月につき 100 分の 19.3 の割合を乗じて得た額の合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在任期間の月数の計算については、それぞれ暦に従って計算するものとし、端数を生じたときは 1 月と計算するものとする。ただし、各在任期間の月数の合計が第 5 条第 2 項の規定により計算した在任期間の月数を超えるときは、端数の少ない在任期間の月数から 1 月を減ずるものとする。

附 則

この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。